

部落問題とその解決に対する市民意識の現状 —自己責任論の台頭と、公的な問題解決に対する 信頼の低下をめぐって—

阿久澤 麻理子*

はじめに

本稿は、2011年10月に兵庫県姫路市で実施した市民意識調査をもとに、部落問題に対する市民意識の現在の「位相」を把握するとともに、ネオリベラルな政策転換の中で、多様な社会問題の解決において「自己責任」が強調される今日、このような考え方が、市民の差別意識や問題解決に対する展望に、どのような影響を与えているかを検討するものである。

部落問題における「心理的差別」解消のための市民啓発は「同和対策事業特別措置法」以降、一連の特別法の下で実施されてきたが、国に先立ち独自の予算を計上し、啓発に力を入れてきたのはむしろ地方自治体である⁽¹⁾。国レベルで行われてきた同和地区実態調査や市民意識調査に加え、各自治体では独自に調査を行い、その結果を踏まえて啓発事業を計画・実施してきた。今日もなお、教育・啓発に資する実態把握を継続して行っている。

だが、自治体による啓発事業にも90年代以降、大きな変化が訪れた。時限法であった一連の特別法が期限を迎えるにあたって、地域改善対策協議会意見具申(1996)は「人権教育」「人権啓発」の推進が、今後も重点施策であることを明確にしたが、これまでの成果と手法を踏まえた上で「すべての人の基本的な人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべ

き」との方針を示した⁽²⁾。そこで、新たに立法された「人権教育及び啓発の推進に関する法律」(2000)の下で実施される市民啓発事業では、多様な人権課題が取り上げられるようになったものの、部落問題の比重は相対的に低下し、2002年3月の特別法「法切れ」以降は、この傾向がさらに進んだ。「人権教育及び啓発の推進に関する法律」の施行から10年以上が経過した今、部落問題に対する市民意識はどのような地点にあるのか、姫路市の例を通じて概観することが本稿の第一の目的である。

第二に、これまでの市民意識調査では、部落差別の背景には、合理的な判断を欠いたまま風習・慣習を受容してしまう態度や、家や血筋にこだわる意識、自立した個人として物事を判断するのではなく「世間」に同調する態度、正しい知識の欠如などが影響を与えていると仮定され、「伝統・慣習意識」「家意識」「世間同調意識」「部落問題についての知識」を測るとともに、誤った意識や理解を正す場である「啓発との接触度」が測定されてきた。一方、今回の調査でもこうした従来からの指標の一部を使い、差別意識との連関が確認したが、それだけではなく、ネオリベラルな社会状況を色濃く反映した「能力主義・自己責任志向性」ともいべきものが、強く影響していることがわかった。さらに、「能力主義・自己責任志向性」(＝私的救済志向)の裏

返しともいえるが、「人権問題に公的な取り組みは必要ではない」という考えを支持する人びとが、多数派となったことも予想外の結果であった。

差別意識、さらには問題解決に対する展望も、確実に新たな社会状況の影響を受け、変化している。だとすれば、市民啓発の在り方もまた、従来のままでは不十分である。こうした変化を踏まえ、啓発の今後を展望することが、本稿の第二の目的である。

1. 姫路市、及び市における市民啓発について

調査に先立ち、姫路市と、市の市民啓発について簡単に触れておく。姫路市は、兵庫県南西部に位置する中核市であり、本調査のサンプリングを実施した2011年9月30日現在での人口は544,786人である。JR山陽本線で大阪まで1時間、神戸まで約40分という位置にあり、近年宅地化が急速に進んだが、特に北西部での農業、播磨灘での漁業も盛んである。また、第二次産業では製鉄、エレクトロニクス産業、化学薬品製造などを中心とした大規模工場も立地しているほか、地場産業として皮革関連産業がさかんである。兵庫県は全国の牛皮生産の7割を占める産地として知られるが、姫路は隣接するたつの市と並んで、その中心地である。市内東部を流れる市川とその支流の水流を利用した革なめしのほか、にかわやゼラチン、コラーゲンの最大の生産でもあり、姫路市の被差別部落は、地場産業の担い手である。それゆえ、姫路市の学校教育や市民啓発では、こうした地場産業の歴史やそれにまつわる先人の取り組みも、さかんに取り上げられてきた。なお、地場産業としての部落産業の存在や、こうした取り組みも姫路市民

の同和地区や同和問題の認知度に影響していると思われる。本調査での認知度は、8割以上あった¹³。

さて、戦後の姫路市の同和教育は、1952年に発足した姫路市同和民主協議会と市の協力体制によって始まる。1968年の「同和教育基本方針」「同和教育実践要領」を策定以降は、「教育上の較差の解消」「部落差別意識の払拭」が二大課題と位置づけられ、学校教育・社会教育での取り組みが進められた。特に後者については昭和20年代より県教委発行の同和教育資料「友愛読本」や「友だち」を活用するほか、市教委独自に副読本（「みち」）を作成し、1971年からは、指導主事が全市学校園を計画的に訪問する「計画訪問」が継続して行われるなど、教職員を対象とした研修も充実している。

社会教育では、1972年より姫路市連合自治会を活動母体とする「姫路市校区同和教育推進委員会」（現在は、姫路市校区人権教育推進委員会）が組織され、地域の市民をリーダー（校区同和教育推進指導者）とする学習会・啓発活動が始まった。各種の地域講座とともに、地域に密着した啓発を長年実施してきたことが姫路市の特徴である。なお、1998年度より首長部局に市民啓発を担当する新たな組織が設置され、2004年に「姫路市人権教育及び啓発基本方針」及び2005年にその「実施計画」が策定され（それぞれ2010年3月に改訂）、現在は2010年に開設された姫路市人権啓発センターが中心となって市民啓発事業を推進している。

2. 調査の概要

本調査は、約54万の人口のうち、20歳以上の住民を母集団として（2011年9月30日現在、435,124人）行った標本調査である。母集団の約

0.7%にあたる3000人を、住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為に抽出し、調査対象とした。調査票は、姫路市人権啓発センター運営推進会議において作成・検討し、これを10月7日に発送し、一回の督促を経て、同月末までに回収された1484票から、拒否などによる不完全票を除いた1450票を分析対象とした。総数に対する有効回答率は48.3%、不達を除いた到達標本数に対する回収率は48.6%である。

3. 調査結果の分析に使用する「指標」について

さて、冒頭でのべたとおり、本調査では、従来から部落差別の背景にあるとされてきた「伝統・慣習意識」「世間同調意識」などのほか、ネオリベラルな社会状況を反映した市民意識のありようと、差別との関わりを探りたいと考え、新たに指標をつくることとなった。そこでまず、ここで本調査で分析に使用した、5つの「指標」について説明しておきたい。

(1) 伝統・慣習意識

伝統・慣習意識を測定する設問としては、これまで各地で実施されてきた意識調査の中から選んだ、下記の4つの意見を示し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。なお、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合を「賛成」、「あまりそう思わない」「そう思わない」を「反対」とし、伝統・慣習を保持志向が強く表れた順に並べ、示しておく。

- ①単に合理的だという理由で、地域の伝統・習慣を変えるのはよくないと思う
…… “賛成” 66.9%

- ②女性が土俵にあがれないのは、しきたりだから仕方がない…………… “賛成” 49.8%
③葬式への参列後、清め塩で体を清めるのは当然だ…………… “賛成” 46.1%
④皆が集まりやすければ、仏滅に結婚式をしてもかまわない…………… “反対” 36.4%

さらに伝統・慣習の保持志向が強い回答に高くなるよう回答にスコアを与え、回答者ごとに合計し「伝統・慣習志向スコア」を算出した。具体的には、①②③については「そう思う」4点～「そう思わない」1点とし、④については「そう思わない」4点～「そう思う」1点とした（回答なしは除外）。さらにスコアの高い方から、回答者の約1/3ずつが含まれるように区切り、それぞれ「伝統・慣習意識」の「高」群「中」群「低」群とした。

(2) 世間同調意識

世間同調意識の測定も、これまで各地で実施されてきた意識調査をもとに、下記の3つの意見を示し「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」から1つを選ぶよう求めた。これらを「世間同調」志向が強く表れた順に並べると下記のとおりにある。

- ①おかしいと思うことがあっても、皆の目が気になって抗議できないほうだと思う
…… “賛成” 59.1%
②大勢の人の考えや行動にあわせたほうが、無難だと思う…………… “賛成” 47.4%
③自分が納得できなければ、たとえ皆がやっていることでも、やりたいとは思わない
…… “反対” 20.2%

さらに世間同調意識が強い回答に高くなるよう回答にスコアをあたえ、回答者ごとに合計し「世間同調意識スコア」を算出した。具体的には、①②については「そう思う」4点～「そう思わない」1点とし、⑦については「そう思わない」4点～「そう思う」1点とした（回答なしは除外）。同じくスコア上位から回答者の約1/3ずつが含まれるように区切り、それぞれ「世間同調意識」の「高」群「中」群「低」群とした（但し、特定の得点に集中があり、実際は「中」「低」群が1/3よりかなり多い）。

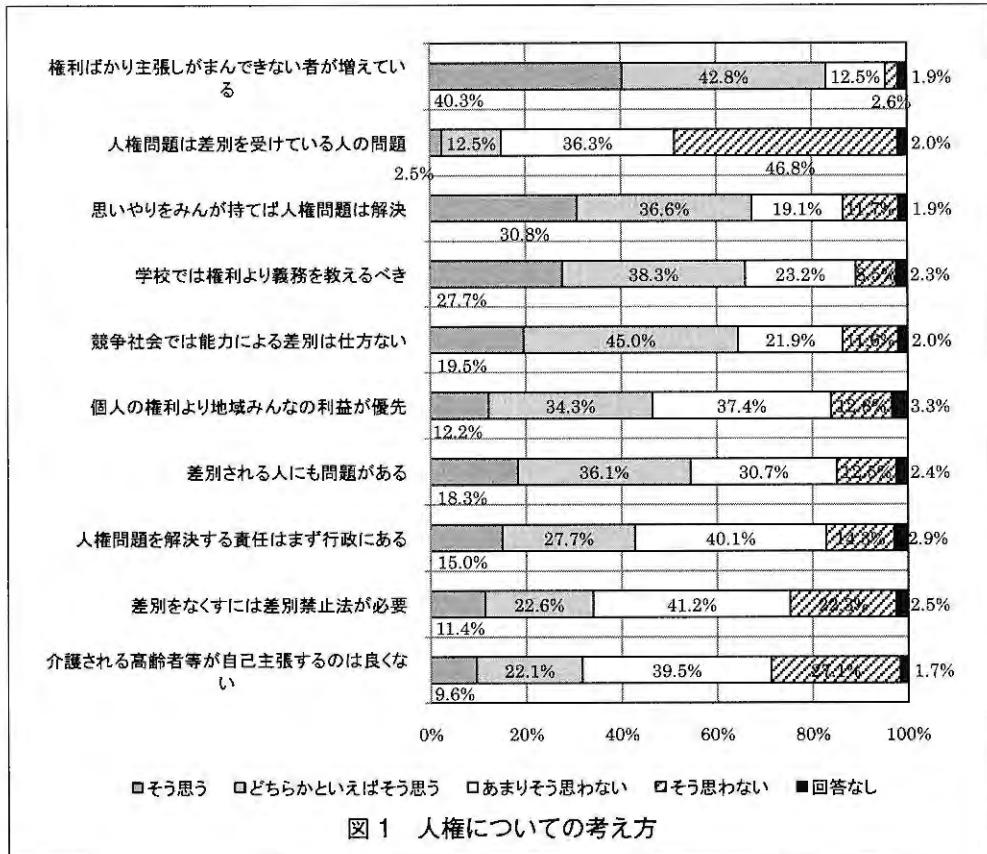
(3) 社会状況を反映した市民意識

——「義務・忍耐・能力・自己責任志向」「公的解決志向」「共同体配慮志向」

このことについては、既存の調査項目があるわけではないので、姫路市人権啓発センター運営推進会議で議論を重ね、人権問題の解決についての考えを示す、下記10の意見を示し、同じく4段階で賛成～反対を問い、因子分析を行うこととした（回答なしは除外）。なお、単純集計の結果を図にしたものが、【図1】である。

人権問題の解決についての10の意見

①権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている



- ②人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない
- ③思いやりややさしさをみんなが持てば人権問題は解決する
- ④学校では権利より義務を果たすことを教えるべきだ
- ⑤競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない
- ⑥個人の権利より、地域のみみんなの利益が優先されるべきだ
- ⑦差別する人だけでなく差別される人にも問題がある
- ⑧人権問題を解決する責任は、まず行政にある
- ⑨差別をなくすには、差別を禁止する法律が必要
- ⑩介護や介助を受ける高齢者や障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない

単純集計では「権利ばかり主張してがまんできかない者が増えている」に“賛成”8割以上、「思いやりを持てば人権問題は解決する」が6割台

後半、「学校では権利より義務を教えるべき」「競争社会では能力による差別は仕方ない」が各6割台半ばとなり、“権利主張より思いやりや義務を果たすことで解決すべき”“能力主義による格差は仕方ない”という態度が顕著となった。

また、ここで注意を喚起するのは、「人権問題を解決する責任はまず行政にある」には5割以上、「差別をなくすには差別禁止法が必要」には6割以上が“反対”し、法や制度、行政施策による公的解決に対して消極的な意見が圧倒的多数となったことである。

さらにこうした傾向を明確に把握するため、因子分析を行ったところ、【表1】のとおり3つの因子が抽出された。この結果を基に、第一因子を「義務・忍耐・能力・自己責任」因子、第二因子を「公的解決志向」因子、第三因子を「共同体相互配慮」因子と名付け、回答者ごとの因子得点を算出し、各傾向をより強く持つ者～そうではない者までを、回答者の約1/3ずつが含まれるように区切り、それぞれ「義務・忍耐・能力・自己責任志向」「公的解決志向」「共同体

表1 因子分析の結果（回転後の因子行列）

	個人モデル		
	1	2	3
(7) 差別される人にも問題がある	.559	.054	.102
(10) 介護される高齢者等が自己主張するのは良くない	.488	.086	.178
(5) 競争社会では能力による差別は仕方ない	.487	.012	.009
(4) 学校では権利より義務を教えるべき	.473	.055	.365
(1) 権利ばかり主張しがまんできかない者が増えている	.327	-.103	.238
(2) 人権問題は差別を受けている人の問題	.276	.154	.020
(9) 差別をなくすには差別禁止法が必要	.009	.653	.143
(8) 人権問題を解決する責任はまず行政にある	.103	.565	.067
(3) 思いやりをみんなが持てば人権問題は解決	.049	.153	.554
(6) 個人の権利より地域みんなの利益が優先	.322	.181	.353
各因子が本調査のデータを説明する割合	13.10%	8.49%	6.89%

因子の抽出は主因子法、バリマックス回転による。KMOの標本妥当性の測度は0.732

配慮志向」の強い層＝「肯定傾向」、中程度の層＝「中」、弱い層＝「否定傾向」として分けた。

なお、「義務・忍耐」と、「能力主義・自己責任」によって問題解決を志向する態度が、一つの因子となって抽出された。この二つを切り分けられるよう、調査項目の今後の改善余地はあるものの、徳目を強調する保守的な考え方と、競争志向のネオリベラリズムが同居していることが注意をひいた。

4. 5つの「指標」と部落差別の関係

さて、本調査では、「土地」「結婚」「就労」に関して同和地区や同和地区出身者に対する意識をきいたほか、「同和問題の解決に対する考え」をきいた。そこで、この4つについて、先に述べた5指標との関係を検討したい。

(1) 「土地差別」——同和地区や同じ小学校区内にある住宅の購入・賃貸について

「もしあなたが家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区内の物件は避けることがありますか」と問い、「同和地区の物件だけでなく、同じ小学校区内の物件も避けると思う」「同和地

区の物件は避けるが、同じ小学校区内の物件は避けないと思う」「いずれにあってもこだわらない」から1つを選ぶよう求めた単純集計の結果は【図2】、5指標の別にクロス集計した結果は【表2】のとおりである。

「いずれにあってもこだわらない」は約3割で、同和地区を避ける、同じ校区を避けるという回答を合わせると62.4%となる。同じ質問を行った2005年の大阪府調査と比べてもその割合がかなり高いことが注意をひく。姫路市の場合、地場産業の工場が立地している地区が少なくないためであろうか¹⁴。

一方、先の5指標との関連をみると、「こだわらない」という回答は「伝統・慣習意識」が低い層、「義務・忍耐・能力・自己責任」による問題解決に否定的な者のほうに多い。しきたりや、徳目的な価値観を堅持することにこだわらない者、競争主義的でない者が、差別に反対する態度をとることは、ある意味で想定できる結果である。しかしながら、「公的解決」を肯定する者ほど、「同和地区・同じ小学校区とも避ける」という回答が多く、差別的な態度をとることは想定外の結果となった。

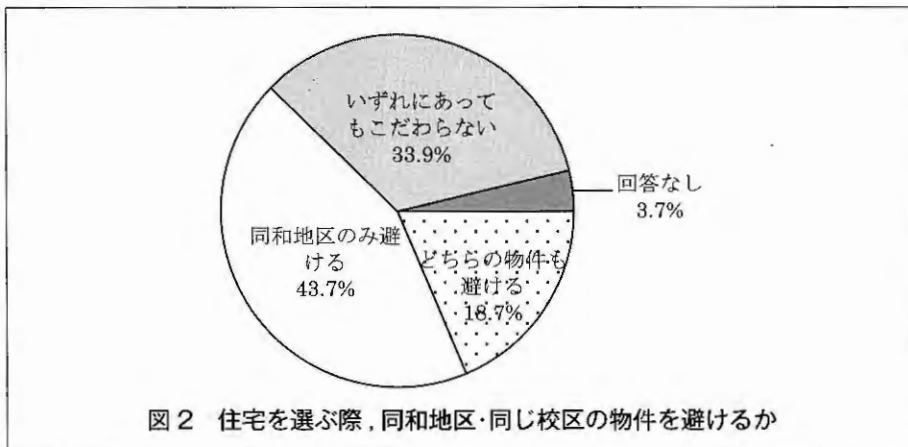


図2 住宅を選ぶ際、同和地区・同じ校区の物件を避けるか

表2 5つの指標別・住宅を選ぶ際、同和地区・同じ校区の物件を避けるか

	同和地区・ 同じ小学校区 とも避ける	同和地区のみ 避け小学校区 は避けない	こだわらない	回答 なし	総数
伝統慣習保持意識・低	12.9%	39.3%	44.1%	3.7%	n=410
伝統慣習保持意識・中	17.0%	48.8%	31.1%	3.1%	n=453
伝統慣習保持意識・高	24.5%	42.5%	29.4%	3.7%	n=572
世間同調意識・低	16.4%	40.9%	39.8%	2.9%	n=550
世間同調意識・中	20.9%	45.5%	29.7%	3.9%	n=633
世間同調意識・高	19.1%	44.2%	33.1%	3.6%	n=251
「義務・忍耐・能力・自己責任」肯定傾向	24.8%	42.5%	28.3%	4.4%	n=452
「義務・忍耐・能力・自己責任」中間	18.0%	48.3%	31.7%	2.0%	n=451
「義務・忍耐・能力・自己責任」否定傾向	14.1%	40.4%	41.9%	3.5%	n=453
「公的解決」肯定傾向	23.4%	38.4%	34.0%	4.2%	n=453
「公的解決」中間	18.5%	47.2%	30.7%	3.5%	n=453
「公的解決」否定傾向	14.8%	45.7%	37.3%	2.2%	n=453
「共同体相互配慮」肯定傾向	18.3%	43.7%	33.8%	4.2%	n=453
「共同体相互配慮」中間	19.9%	45.1%	31.6%	3.3%	n=452
「共同体相互配慮」否定傾向	18.5%	42.4%	36.6%	2.4%	n=453

(2) 「結婚差別」——同和地区出身者と、子どもの結婚について

同様の傾向は、結婚差別に関わる設問でも見られる。結婚に関しては、まず「あなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚相手としてどのような条件を重視しますか」と問い⁶⁵、まず親として求める条件をたずね、その条件を満たした相手が同和地区出身者であった場合、どのような態度をとるのかを、「問題にしない」「親

としては反対だが子どもの意志が固ければ仕方ない」「考え直すように言う」から選ぶよう求めた。その結果は【図3】、5つの指標とのクロス集計表は【表3・4】のとおりである。

「問題にしない」は「相手が女性の場合」35.2%、「相手が男性の場合」32.6%である。5指標との関連をみると、「問題にしない」は結婚相手の性別にかかわらず、「伝統・慣習意識」が低い層、「世間同調意識」が低い層、「義務・忍耐・

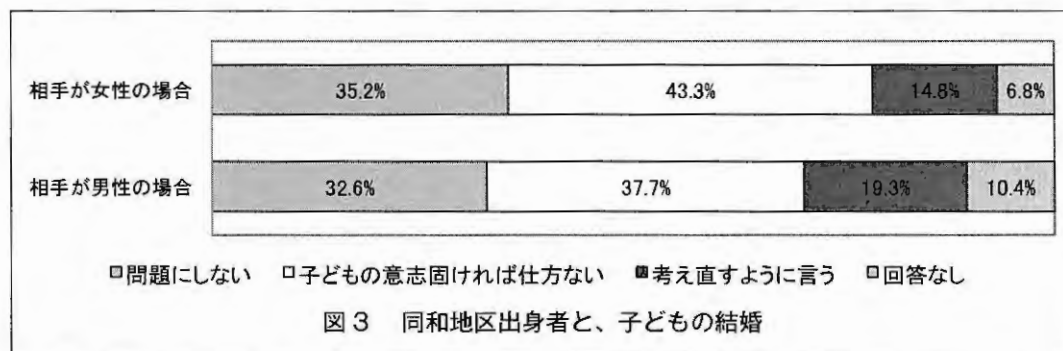


表3 5つの指標別・同和地区出身者と、子どもの結婚（相手が女性の場合）

	相手が女性の場合				総数
	問題に しない	子どもの 意志固けれ ば仕方ない	考え直す ように言う	回答なし	
伝統慣習保持意識・低	↑ 47.3%	37.3%	↓ 7.6%	7.8%	n = 410
伝統慣習保持意識・中	34.2%	49.0%	↓ 12.1%	4.6%	n = 453
伝統慣習保持意識・高	↓ 27.8%	42.7%	↓ 22.4%	7.2%	n = 572
世間同調意識・低	↑ 41.6%	37.6%	↓ 13.1%	7.6%	n = 550
世間同調意識・中	32.2%	46.8%	↓ 14.7%	6.3%	n = 633
世間同調意識・高	↓ 29.9%	46.2%	↓ 19.1%	4.8%	n = 251
「義務・忍耐／能力・自己責任」肯定傾向	↓ 22.1%	47.3%	↑ 23.2%	7.3%	n = 452
「義務・忍耐／能力・自己責任」中間	35.5%	47.5%	↓ 12.0%	5.1%	n = 451
「義務・忍耐／能力・自己責任」否定傾向	↓ 48.3%	35.8%	↓ 9.7%	6.2%	n = 453
「公的解決」肯定傾向	↓ 30.5%	42.2%	↓ 19.4%	7.9%	n = 453
「公的解決」中間	35.5%	47.0%	↓ 11.7%	5.7%	n = 453
「公的解決」否定傾向	↓ 40.6%	40.8%	↓ 13.7%	4.9%	n = 453
「共同体相互配慮」肯定傾向	↓ 31.1%	44.2%	↓ 17.7%	7.1%	n = 453
「共同体相互配慮」中間	33.2%	47.1%	↓ 13.9%	5.8%	n = 452
「共同体相互配慮」否定傾向	↓ 42.4%	38.9%	↓ 13.2%	5.5%	n = 453

表4 5つの指標別・同和地区出身者と、子どもの結婚（相手が男性の場合）

	相手が男性の場合				総数
	問題に しない	子どもの 意志固けれ ば仕方ない	考え直す ように言う	回答なし	
伝統慣習保持意識・低	↑ 44.4%	32.2%	↓ 12.2%	11.2%	n = 410
伝統慣習保持意識・中	31.6%	41.3%	↓ 18.1%	9.1%	n = 453
伝統慣習保持意識・高	↓ 25.3%	38.3%	↓ 25.9%	10.5%	n = 572
世間同調意識・低	↑ 37.6%	35.5%	↓ 16.4%	10.5%	n = 550
世間同調意識・中	30.3%	39.5%	↓ 20.2%	10.0%	n = 633
世間同調意識・高	↓ 28.3%	37.1%	↓ 24.3%	10.4%	n = 251
「義務・忍耐／能力・自己責任」肯定傾向	↓ 21.9%	39.4%	↑ 29.0%	9.7%	n = 452
「義務・忍耐／能力・自己責任」中間	30.2%	41.2%	↓ 17.5%	11.1%	n = 451
「義務・忍耐／能力・自己責任」否定傾向	↓ 45.9%	32.7%	↓ 13.0%	8.4%	n = 453
「公的解決」肯定傾向	↓ 29.4%	36.2%	↓ 23.8%	10.6%	n = 453
「公的解決」中間	32.0%	40.0%	↓ 17.2%	10.8%	n = 453
「公的解決」否定傾向	↓ 37.3%	36.9%	↓ 18.3%	7.5%	n = 453
「共同体相互配慮」肯定傾向	↓ 29.1%	39.1%	↓ 21.6%	10.2%	n = 453
「共同体相互配慮」中間	31.4%	39.6%	↓ 20.1%	8.8%	n = 452
「共同体相互配慮」否定傾向	↓ 38.2%	34.2%	↓ 17.7%	9.9%	n = 453

能力・自己責任」や「共同体の相互配慮」による問題解決に否定的な者のほうに多い。しきたりに固執せず、まわりに同調せず、競争志向でなく、共同体より個人を重視する者が、反差別的態度をとることは納得できる。しかし、前問同様に想定外の結果であったのは、「公的解決」に否定的な者のほうが、「問題にしない」という、反差別的回答の割合が高くなったことである。

(3) 「就労」——同和地区出身者の採用拒否について

さらに、同和地区出身者が「仕事をする能力が十分にあるにも関わらず採用を拒否された」ことについて、「不当だと思う」「どちらかといえば不当だと思う」「それほど不当とは思わない」「不当ではない」から1つを選ぶよう求めた結果が、【図4】ならび【表5】である。

全体では「不当だと思う」は6割近くあり、「どちらかといえば不当だと思う」を合わせると8割を超える。なお、5つの指標別にみると、ここでもやはり「公的解決」を否定する者のほうが、「不当だと思う」割合が高くなる（「不当だと思う」「どちらかといえば不当だと思う」を合わせた割

合でも同様である）。「公的解決」に否定的な者のほうが、反差別だということになる。

(4) 同和問題の解決に対する考え

最後に、同和問題の解決に対する考えであるが「同和地区の人の問題だから、自分には関係がない」「自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせる」「人権に関わる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」「そっとしておけば自然になくなる」「わからない」から1つ選ぶよう求めたところ、「自分も解決に向けて努力する」という積極的回答は17.0%にとどまり、「なりゆきにまかせる」「わからない」「そっとしておけば自然になくなる」がそれぞれ25%前後となった（【図5】）。

また【表6】で5つの指標別にみると、「自分も解決に向けて努力する」は「伝統・慣習意識」「世間同調意識」が低い層、「義務・忍耐・能力・自己責任」に否定的な者のほうに多いが、一方で「なりゆきにまかせる」が「公的解決」を肯定する者ほど多くなっていることが注意をひく。

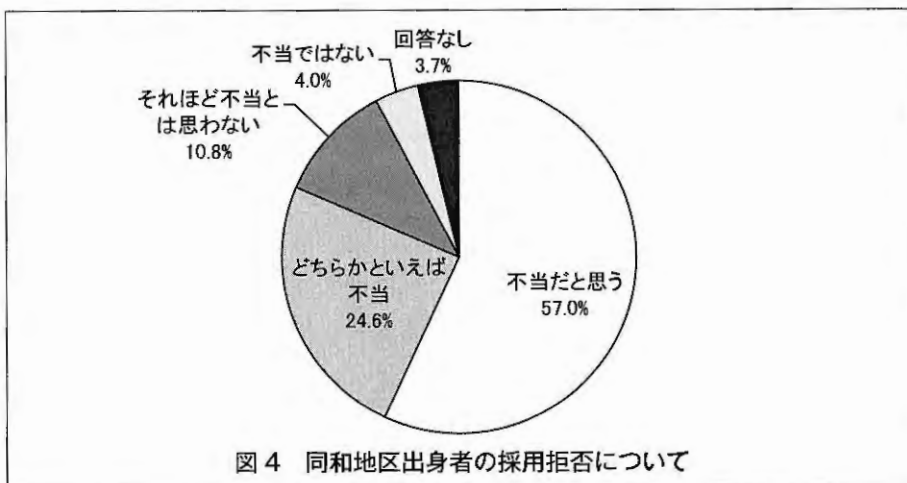
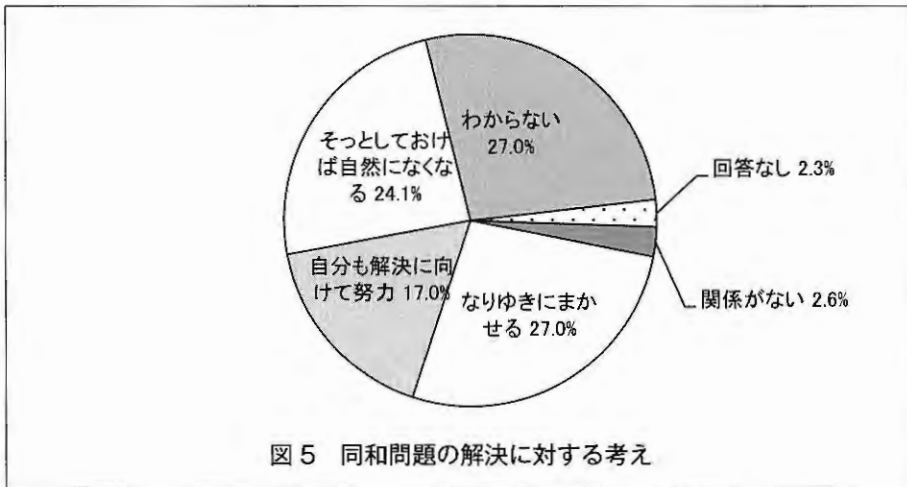


表5 5つの指標別・同和地区出身者の採用拒否について

	不当だと思う	どちらかといえば不当だと思う	それほど不当とは思わない	不当ではない	回答なし	総数
伝統慣習保持意識・低	↑ 69.0%	19.3%	5.4%	3.2%	3.2%	n = 410
伝統慣習保持意識・中	55.2%	26.5%	12.1%	3.3%	2.9%	n = 453
伝統慣習保持意識・高	50.2%	27.1%	13.5%	5.1%	4.2%	n = 572
世間同調意識・低	↑ 65.5%	18.7%	8.4%	4.0%	3.5%	n = 550
世間同調意識・中	52.1%	29.7%	12.2%	3.5%	2.5%	n = 633
世間同調意識・高	51.8%	25.1%	12.4%	5.2%	5.6%	n = 251
「義務・忍耐・能力・自己責任」肯定傾向	↓ 45.6%	28.8%	15.0%	6.2%	4.4%	n = 452
「義務・忍耐・能力・自己責任」中間	57.0%	26.6%	11.3%	2.7%	2.4%	n = 451
「義務・忍耐・能力・自己責任」否定傾向	↓ 69.8%	20.8%	5.3%	2.0%	2.2%	n = 453
「公的解決」肯定傾向	↓ 50.1%	26.3%	13.0%	5.7%	4.9%	n = 453
「公的解決」中間	56.7%	28.0%	10.2%	2.9%	2.2%	n = 453
「公的解決」否定傾向	↓ 66.0%	21.6%	8.2%	2.2%	2.0%	n = 453
「共同体相互配慮」肯定傾向	↓ 53.2%	26.5%	10.8%	6.0%	3.5%	n = 453
「共同体相互配慮」中間	55.8%	27.4%	12.4%	1.5%	2.9%	n = 452
「共同体相互配慮」否定傾向	↓ 63.6%	22.1%	8.4%	3.3%	2.6%	n = 453



5. 「公的解決」をめぐる市民意識

(1) 「義務・忍耐・能力・自己責任」「公的解決」

「共同体での相互配慮」のすべてに否定的な若年層

以上、これまでの結果をまとめると、「土地」

「結婚」「就労」の3場面のいずれについても、「公的解決」を志向する者のほうが差別意識が強い、あるいは反差別の意識が弱い、という共通する傾向がみられた。さらに「同和問題の解決に対する考え」では、「公的解決」を志向する者のほ

表6 5つの指標別・同和問題の解決に対する考え

	同和地区 の人の問 題、自分 には関係 ない	なり ゆきに まかせ る	自分も 解決に 向けて 努力	そっと してお けば自然 に なくなる	わから ない	回答 なし	総数
伝統慣習保持意識・低	2.0%	19.0%	▲ 24.6%	24.4%	28.8%	1.2%	n = 410
伝統慣習保持意識・中	1.8%	29.8%	16.8%	23.0%	26.0%	2.6%	n = 453
伝統慣習保持意識・高	3.7%	▼ 29.9%	11.9%	25.3%	27.1%	2.1%	n = 572
世間同調意識・低	2.7%	22.0%	▲ 22.4%	24.7%	26.0%	2.2%	n = 550
世間同調意識・中	2.4%	27.6%	14.7%	25.4%	28.1%	1.7%	n = 633
世間同調意識・高	2.8%	▼ 35.1%	11.6%	20.7%	27.5%	2.4%	n = 251
「義務・忍耐・能力・自己責任」肯定傾向	4.4%	▲ 30.5%	10.4%	▲ 31.9%	19.9%	2.9%	n = 452
「義務・忍耐・能力・自己責任」中間	1.8%	29.0%	16.0%	22.2%	28.8%	2.2%	n = 451
「義務・忍耐・能力・自己責任」否定傾向	1.8%	21.4%	▼ 24.9%	17.7%	▼ 32.9%	1.3%	n = 453
「公的解決」肯定傾向	4.0%	▲ 30.5%	17.0%	21.0%	24.9%	2.6%	n = 453
「公的解決」中間	1.8%	26.5%	15.0%	24.9%	30.0%	1.8%	n = 453
「公的解決」否定傾向	2.2%	23.6%	19.2%	▼ 26.0%	26.9%	2.0%	n = 453
「共同体相互配慮」肯定傾向	2.0%	23.2%	17.9%	▲ 32.9%	21.4%	2.6%	n = 453
「共同体相互配慮」中間	2.2%	30.3%	16.4%	22.3%	26.8%	2.0%	n = 452
「共同体相互配慮」否定傾向	3.8%	27.4%	17.0%	16.6%	▼ 33.6%	1.8%	n = 453

うが「なりゆきにまかせる」が多くなった。これらは従来の同和問題への取り組みを振り返るならば、「驚くべき」想定外の結果である。というのも、同和对策審議会答申が同和問題の解決を「国の責務」であり「国民的課題」と位置付け、同和对策事業特別措置法以降、一連の特別法が立法され、その下で各種の事業が実施されてきたことは、まさに「公的解決」にはかならないからである。したがって、「公的解決」を支持することは、同和对策審議会答申を理解し、国や自治体の施策を支持することであり、それは部落差別に反対する、部落問題を主体的に解決しようという態度と連動するはずであった。しかしながら、本調査では想定とは逆の結果となった。なにゆえであろうか。

第一に考えるのは、社会政策が福祉国家型

からネオリベラル型へと転換する中で、市場主義（能力・競争を重視）や保守主義（義務・忍耐を重視）など、私的な問題解決が重視され、「公的解決」が顧みられなくなった、ということであろう。その結果、公的解決を支持する態度が、必ずしも反差別的態度とは連動しなくなった、と考えられる。しかしながら、本調査で算出した3つの因子にかかる因子得点間の相関を出してみると（【表7】）、ことはそう単純ではないことに気づく。「義務・忍耐・能力・自己責任志向」が強まるから「公的解決志向」が弱まる、というような単純な相関が、ここでは確認できないからである。

一方、同じ【表7】においては、「共同体相互配慮志向」が、「義務・忍耐・能力・自己責任志向」とも「公的解決志向」とも、弱いながら相

表7 因子得点間の相関係数(スピアマン)

	第1因子得点(義務・ 忍耐・能力・自己責任)	第2因子得点 (公的解決)	第3因子得点 (共同体相互配慮)
第1因子得点	1.000	0.029	0.281**
第2因子得点	0.029	1.000	0.193**
第3因子得点	0.281**	0.193**	1.000

1%水準で有意(片側)

関していることが注意をひく。「義務・忍耐・能力・自己責任志向」の強い者が、私的问题解決の一手段として、共同体内の相互の配慮を重視することは容易に了解できるが、「公的題解決」を志向する者のほうが、共同体での相互の配慮を志向する、という相関は、うまく説明がつかない。

そこで、さらにどのような者が、「義務・忍耐・能力・自己責任志向」「公的解決志向」「共同体配慮志向」をより強く有するのかをみるため、属性別にこれら3指標のクロス集計を出してみたところ、とくに「年齢別」と「啓発との接触度別」に、下記のような傾向が見られた(【表8・9・10】)。

- ・「義務・忍耐・能力・自己責任志向」の肯定傾向が特に強いのは「60歳代・70歳以上」。これに対して否定傾向は若い年代層ほど強い(【表8】)。
- ・「公的解決志向」の肯定傾向が特に強いのは、「70歳以上」。これに対して否定傾向は「20歳代」でかなり高い(【表9】)。
- ・「共同体配慮志向」の肯定傾向が特に強いのは「70歳以上」、「啓発との接触度が高い者」である。これに対して否定的傾向は、「20～40歳代」に高い(【表10】)。

何よりも、年齢層によって対照的な態度が注意をひく。高い年代層は、「義務・忍耐・能力・

自己責任」「公的解決」「共同体での相互配慮」のすべてに対して肯定的であるのに対し、若い年代層は、3つすべてに対して否定的である。このことについて、今回の調査データから理由を見出すことは難しいが、いくつか推測してみることはできよう。たとえば高い年代層は、これまで長年の間に、福祉国家型の政策も、ネオリベラルな社会政策の時代も経験がある。また地域共同体にも強い相互扶助意識が残っていた時代を知っている。だから、そのどれをも具体的にイメージできるはずであり、そのいずれも支持しうる。しかしそれとは対象的に、若い年代層——とりわけ20歳代——は、生まれてこのかたネオリベラルな政策シフトの時代を生きてきた。その生きづらさを経験してきた世代だからこそ、「能力主義・自己責任」型の問題解決を否定するが、だからといって、具体的に経験したことのない他の解決も支持することもできずにいるのではなかろうか。同和問題についても20歳代は、市民運動によって法・制度を勝ち取り、「公的解決」を実現してきた経験を直接持たないし、「法切れ」後は学校でこうした歴史を学ぶ機会もあまりない¹⁶。人権問題についても、若い世代は問題の「公的解決」を具体的にイメージすることが難しく、それゆえ、こうした解決を支持することもできないのではいだろうか。

但し、若い年代層が、「公的解決」に否定的だということは、とりわけ重大な問題である。と

いうのも、「公的解決」とは、民主的手続きを通じて法や制度を確立することや、国や自治体が、市民の権利を実現する責務を果たすよう求めていくことを意味している。これからの社会の担い手である若い世代が、民主的なシステムも手続きも信頼できないと感じているとしたら、それは民主主義の危機である。これまでの人権教育・啓発が、若者の市民性を十分はぐくむ役割をはたして来なかった、ということへの反省を求められるのではなかろうか。

(2) 教育・啓発との接触度の高い層ほど、「公的解決」に否定的

さらに【表8・9・10】においては、「啓発との接触」がある者がない者より、「公的解決」にやや否定的になり、接触度の高い者の方が「共同体配慮」による解決に肯定的になるという点も注意をひく。このことは、近年の人権教育・啓発が「思いやり」「やさしさ」を強調する、心理主義的なアプローチを強めていることと無関係ではあるまい。「思いやり」を強調する教育・啓

発は、人権問題を市民相互の私的な人間関係や「心の持ちよう」によって解決することを求めるがゆえに、自己責任、自己救済が強調されるネオリベラルな社会にきわめて高い親和性を持つ。だが、そこには問題の「公的解決」の視点がない。啓発を受けている者のほうが、「公的解決」に否定的になるのは、まさに啓発の内容に問題があるからではないだろうか。

とくに同和問題に関していえば、「法切れ」によって「物的な基礎整備」にかかる同和対策事業が終了し、「実態的差別」の解消については一定の解決を見たが、残された「心理的差別」に対しては、教育・啓発を続けていく必要がある、という認識が1996年「意見具申」以降、共通認識となった。しかし「実態」から切り離され「心理」にだけアプローチする教育・啓発はいきおい抽象化する。「差別はいけない」という抽象的かつ徳目的な内容だけでは限界があろう。

表8 回答者の属性別にみた「義務・忍耐・能力・自己責任志向」

		「義務・忍耐・ 能力・自己責任」 肯定傾向	中	「義務・忍耐・ 能力・自己責任」 否定傾向	総数
年齢別	20歳代	21.2%	37.7%	41.1%	n=146
	30歳代	24.9%	32.8%	42.4%	n=229
	40歳代	26.5%	32.1%	41.4%	n=215
	50歳代	22.7%	35.2%	42.1%	n=216
	60歳代	40.6%	35.8%	23.6%	n=288
	70歳以上	53.9%	29.0%	17.1%	n=245
	年齢不明	52.9%	11.8%	35.3%	n= 17
啓発 接触度	全くなし	33.9%	33.6%	32.6%	n=921
	低群	31.8%	33.3%	34.8%	n=336
	高群	33.3%	30.3%	36.4%	n= 99

表9 回答者の属性別にみた「公的解決志向」

		「公的解決」 肯定傾向	中	「公的解決」 否定傾向	総数
年齢別	20歳代	28.8%	28.8%	42.5%	n=146
	30歳代	31.2%	34.2%	34.6%	n=231
	40歳代	32.3%	39.6%	28.1%	n=217
	50歳代	31.9%	34.3%	33.8%	n=216
	60歳代	30.7%	32.8%	36.6%	n=287
	70歳以上	42.4%	30.2%	27.3%	n=245
	年齢不明	47.1%	23.5%	29.4%	n= 17
啓発 接触度	全くなし	34.6%	34.2%	31.2%	n=923
	低群	30.3%	31.5%	38.3%	n=337
	高群	32.3%	31.3%	36.4%	n= 99

表10 回答者の属性別にみた「共同体配慮志向」

		「共同体 相互配慮」 肯定傾向	中	「共同体 相互配慮」 否定傾向	総数
年齢別	20歳代	18.5%	35.6%	45.9%	n=146
	30歳代	28.3%	30.9%	40.9%	n=230
	40歳代	21.3%	35.6%	43.1%	n=216
	50歳代	30.1%	34.7%	35.2%	n=216
	60歳代	39.9%	35.8%	24.3%	n=288
	70歳以上	52.7%	27.3%	20.0%	n=245
	年齢不明	35.3%	41.2%	23.5%	n= 17
啓発 接触度	全くなし	32.1%	34.1%	33.8%	n=923
	低群	35.7%	32.4%	31.8%	n=336
	高群	37.4%	28.3%	34.3%	n= 99

(3) 「自分とは関係がない問題」だから「行政に任せる」という意識

ところで、同和問題の解決に対する考えの別に、「公的解決志向性」のクロス表を検討した結果（【表11】）からも、「公的解決」に対する意識のありようが浮かび上がる。まず、「公的解決」に対して否定的な割合が最も高いのは、「自分も解決に向けて努力する」（37.5%）である。積極的かつ差別的な回答を選択した者が、問題の解決は「公的」な道筋によらない、と考えてい

ることが注意をひく。

一方、「公的解決」に肯定的な割合が最も高いのは、母数は少ないが、「同和地区の人の問題、自分には関係がない」を選んだものである（50.0%）。ここからは、「公的解決」とは、「自分とは関係のないことを行政にまかせておくこと」だと考えている層が、一定存在することが把握できる。このように、市民の「公的解決」に対する理解はいくえにもねじれている。

表 11 同和問題の解決に対する考えの別に、「公的解決志向性」

	低－ 「公的解決」 肯定傾向	中	高－ 「公的解決」 否定傾向	総数
同和地区の人の問題、自分には関係がない	50.0%	22.2%	27.8%	n = 36
なりゆきにまかせる	37.8%	32.9%	29.3%	n = 365
自分も解決に向けて努力	33.2%	29.3%	37.5%	n = 232
そっとしておけば自然になくなる	29.1%	34.7%	36.2%	n = 326
わからない	30.5%	36.7%	32.9%	n = 371
回答なし	41.4%	27.6%	31.0%	n = 29

まとめ

今回の姫路市の調査でもっとも顕著であったのは、ネオリベラルな社会の中で、「思いやりを持ち義務を果たすこと」や、各人の「能力」「自己責任」などによって人権問題を解決しようとする市民意識が強いという点である。またこのことが、同和地区や同和地区出身者に対する差別意識と連関していることもわかった。

このように、人権問題を私的に解決しようとする志向性が強まる一方で、その「公的解決」を支持する市民はむしろマイノリティである。行政の責任については5割以上、差別を禁止する法律の必要性について6割以上が「反対」の態度を表明した。

さらに部落差別との連関をみると、「公的解決」を肯定する者の方が差別的（あるいは「公的解決」を否定する者のほうが反差別的）という、予想外の結果となった。また、同和問題の解決に向けて自分も積極的に取り組みたいと考えている者や、啓発との接触度のある者のほうが、「公的解決」に否定的である、ということも注意をひいた。

同和問題を解決するための施策に対する批判的な意見は、各地の自治体で実施されてきた、これまでの人権意識調査においても、よく散見

されたものであったが、「法切れ」前は、「逆差別意識」の表れだと説明されることが多かった。しかし国レベルの同和对策事業が終了して10年を経た現在、人権問題の「公的解決」を否定する市民意識を、それだけで説明するのは不十分である。また、同和对策事業についてあまり知識のない若い年代層のほうが「公的解決」に批判的であることは、何か別の理由もあるからだと思われる。筆者としては、その背景に、ネオリベラルな時代と、心情主義的・徳目的なアプローチによって進められる教育・啓発の共犯関係が存在すると考える。

なお、数的なデータではないが、今回の調査ではもう一点気になったことがある。それは、調査票の末尾に置いた「自由回答欄」への書き込みである。人権について普段考えていることや、疑問に思っていることなどを自由に書くよう、回答欄を設けたところ、同和对策事業批判、人権・同和教育批判についての意見もみられたが、生活保護や福祉制度、あるいはその受給者に対する批判がまとまっていた¹⁷。そこに表れている“生活保護は、自助努力の足りない者を甘やかしている”といった考え方が、実は、“「公的解決」とは自助努力しない人を助長させる”といった意識にもつながっているのではなからう

か。

このように考えると、これからの人権教育・啓発では、人権問題の「公的解決」に対する信頼を取り返すことが重要な課題である。人権とは、決して人間関係や心の持ちようだけで実現されるものではない。民主的手続きにより、法や制度を確立することの意味、人権における市民と国家の関係性など、法学的視点からみれば、ごく当たり前の基本を伝えることがないままでは、むしろ、民主主義への不信を招くのではなかろうか。

ちなみに国連では、2005年以来、「人権教育のための世界プログラム」に取り組んでいるが、現在、その第二段階(2010～2014年)において「教員・教育者、公務員、法執行官、軍関係者」の研修を重点領域と位置付けている。市民が自らの権利を学ぶだけでなく、公権力を有する者など「市民の人権を実現する責務の保持者」の研修を強化し、その応答力を高めることなしには人権は実現できない、という基本的な考えに基づいている。中でも、市民の権利を実現する一義的責務は国にあるから、その職員の研修は特に重要なものと位置づいている。人権問題の「公的解決」を構想したとき、学ぶべきことのヒント——民主的プロセスの中で、市民と、「責務の保持者」が車の両輪となって人権が実現されていくこと——がそこに埋め込まれている。

*人権問題研究センター研究員、大阪市立大学大学院創造都市研究科教授

【注】

- 1) 国レベルでの啓発事業が独立して予算化されたのは1973(昭和49)年のことで、この年、都道府県に対する「同和

問題講演会委託費」が計上された。

- 2) 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」(1996年5月)
- 3) 同和地区、同和問題について初めて知った際の認知経路についてきいたところ、「同和問題のことは知らない」(1.7%)、「はつきりおぼえていない」(9.3%)、「回答なし」(6.1%)を除く82.9%は何らかの認知経路を回答しており、「学校の授業」(36.0%)が最も多い。一方、「父母」「祖父母」「その他家族」「友人」「職場」「近所」を合わせた私的な経路をあげたものも36.9%である。その他の媒体(自治体広報、講演会、メディア、書籍)をあげたものは、合わせて7.6%、「その他」2.3%である。
- 4) 姫路市の調査では、大阪府調査と全く同じ設問を行っているが、大阪府調査では、「同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う」(27.0%)と「同和地区の物件は避けるが、同じ小学校区の物件は避けたいと思う」(14.8%)を合わせた割合は43.4%にとどまっている。
- 5) 子どもの結婚相手に求める条件としては、「相手が女性の場合」「男性の場合」に分けて、職業、性格、家庭環境、収入・財産、容姿・身なり、教養・センス、思想・信条、行動力・実行力、趣味・特技、健康状況、学歴、家事能力、年齢、宗教の14項目の中から、それぞれ3つずつを選ぶよう求めた。
- 6) ちなみに、本調査では「水平社宣言」と「同和对策審議会答申」の認知度をたずねているが、年代によって差が大きかった。20歳代では、「水平社宣言」の認知度が5割を超えてもっとも高いのに対し、「同和对策審議会答申」は15.8%にとどまる。答申の認知度は高い年代層ほど高い。このことは、教育・啓発が同和問題そのものは取り上げているものの、「法切れ」後、答申や法律、同和对策事業などについて取り上げなくなったことと無関係ではあるまい。
- 7) 一例をあげると、「生活保護に頼る人が戦後最大と言われるが、働かざるものは食うべからず」「仕事ができる人が生活保護を受けるのはおかしい」「生活保護をもらってギャンブルをしている人がたくさんいる」など。

【参考文献】

- 姫路市 「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」
2012年3月
山本登 「啓発活動の今後の課題」磯村英一編「同和行政論Ⅰ」
pp.319-344 明石書店